

淡路市中小企業振興条例 逐条解説

令和6年4月

淡路市産業振興部商工観光課

制定の背景

市内企業の大半を占める中小企業者は、本市経済の発展、地域資源の活用及び地域コミュニティの維持だけでなく、市民の雇用の場を創出する産業活力の原動力であり、市民生活の向上、市の魅力を高める重要な要素となっています。

しかしながら、中小企業者を取り巻く情勢は、多様化する消費者ニーズや技術革新、人材の流動化など、多くの課題に直面しています。

これまで、これらの課題の解決策として、淡路市商工会と連携しながら、様々な施策を実施してきましたが、より効果的な施策が求められています。

また、中小企業者の自助努力だけではなく、市民や関係機関の総動員による一体的な施策の推進が不可欠です。

これらのことから、本件条例の制定により、中小企業者の持続的な成長と市内経済の活性化に全力で取り組むため、中小企業の振興の基本方針、基本施策等の必要な事項を定めることについて、本件条例を制定するものです。

第1条 この条例は、淡路市（以下「市」という。）における中小企業が地域経済において果たす役割の重要性に鑑み、市内の中小企業者、大企業者、商工団体、金融機関及び大学等並びに市の役割を明らかにし、中小企業の振興に関する基本的な事項を定めることにより、その施策を総合的に推進するとともに、地域経済の活性化及び雇用の促進並びに市民生活の向上を図ることを目的とする。

【解説】

目的規定は、条例の立法目的を簡潔に表現したもので、条例全体の解釈や方針の指針となるものです。

この条例は、中小企業の振興に関する基本的な方向性や姿勢を定めたものであり、いわゆる「理念条例」と呼ばれるものです。中小企業が地域経済に果たす役割が重要であるという認識のもと、市、中小企業者、大企業者、商工団体等関係機関の役割を明確にし、市の施策を総合的に推進することで、地域経済の活性化及び雇用の促進並びに市民生活の向上を図ることを目的とします。

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に規定する中小企業者（同法第5項に規定する小規模企業者を含む。）であって、市内に主たる事務所または事業所を有するものをいう。

(2) 大企業者 中小企業者以外の事業者（金融機関を除く。）であって、市内に

主たる事務所又は事業所を有するものをいう。

(3) 商工団体 商工会その他に商工業の振興に関わる団体であって、市内に所在するものをいう。

(4) 金融機関 銀行、信用金庫その他の金融機関であって、市内に事務所を有するものをいう。

(5) 大学等 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学、同法第124条に規定する専修学校その他の教育機関であって、市内に所在するものをいう。

(6) 市民 市内に住所を有するもの又は市内に通勤し、若しくは通学する者をいう。

【解説】

条例全体にわたって使用する用語の意味を明確にし、共通理解が図れるように定義しています。

第1号の「中小企業者」とは、中小企業基本法の規定によるものです。「中小企業」と「中小企業者」の違いについては、「中小企業」は中小の企業を包括的、総称的に指す場合に用い、「中小企業者」は個別具体の会社や個人を指す場合に用います。

《中小企業者及び小規模企業者の定義》

業種分類	中小企業者 (うち小規模企業者)		
	資本金の額又は 出資額の総額	常時使用する 従業員の数	常時使用する 従業員の数
製造業その他	3億円以下	300人以下	20人以下
卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下	5人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下	5人以下

第2号の「大企業者」とは、第1号に規定する「中小企業者」以外の事業者を指します。

第3号の「商工団体」とは、商工会、兵庫県線香協働組合、料飲組合など、主として中小企業の振興を目的とする団体で、市内に所在するものを指し、法人格の有無を問わず、団体も含みます。

第4号の「金融機関」とは、銀行、信用金庫、信用協同組合、農業協同組合の預貯金取扱金融機関などを指します。

第5号の「大学等」とは、学校教育法第1条に規定する大学、同法第124条に規定する専修学校、その他の教育機関には市内に設置されている県立の学校も含んでいます。

第6号では「市民」について定義しています。本市に関係する多くの人に、様々な形で中小企業の振興に協力していただくことが重要であるため、市内に住所を有さずとも市内に通勤する者など広く定義しています。

第3条 中小企業の振興は、中小企業者の独自の創意工夫と自主的な経営の改善等の努力を尊重しつつ、市と国、県その他の行政機関（以下「国等」という。）との連携を図り、中小企業者、大企業者、商工団体、金融機関、大学等及び市民が一体となって、その協力を得ることを基本として、推進するものとする。

【解説】

本条は、中小企業の振興に当たっての、振興施策全体の基本となる理念と前提条件を規定したものです。中小企業自らの努力を大前提とする一方、国、県その他の行政機関との連携を図りながら、市、事業者、商工団体等が一体となって施策を推進することとしています。「その他の行政機関」とは、監督機関等を指し、産（産業界）、学（大学等）、官（市のほか、国、県などの地方公共団体）、民（市民）などが協力し、連携することにより、中小企業の意向も十分に反映しながら、効果的に施策を策定・実施することを本条にて規定しています。

第4条 市は、前条の基本方針に基づき、中小企業の振興について、次に掲げる施策を実施するものとする。

- (1) 経営改善及び経営基盤の強化のための施策に関すること。
- (2) 創業及び事業継承のための施策に関すること。
- (3) 市内経済の循環を促進するための施策に関すること。
- (4) 社会情勢の変化への適応を円滑化するための施策に関すること。
- (5) 雇用の促進並びに人材確保及び育成のための施策に関すること。
- (6) 地場産業の振興及び地域の強みを生かした成長産業分野への参入を促進するための施策に関すること。
- (7) 観光事業の推進を図るための施策に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める施策に関すること。

【解説】

本条は、第3条の基本方針を実現するための基本的施策を規定しています。

第1号では、中小企業の事業の拡大、経営の安定・向上を図っていくことを定めています。

第2号では、創業、事業承継の促進を図っていくことを定めています。

第3号では、地元の小売業、飲食業等の活力の向上を念頭に、市内経済の活性化を図っていくことを定めています。

第4号では、変化の激しい社会情勢に、市内中小企業が円滑に適応出来るよう図っていくことを定めています。

第5号では、雇用機会の創出や、企業が必要とする人材の確保と後継者などの育成の両面を図っていくことを定めています。

第6号では、線香などの地場産業の振興及び、地域の特性を活かした成長産業への参入の促進を図っていくことを定めています。

第7号では、各産業の交流を促進し、観光分野と連携を図っていくことを定めています。

第5条 市は、前条に規定する施策について、社会経済情勢の変化に応じて計画的に実施するとともに、次に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 施策の実施に要する財政上の措置に努めること。
- (2) 国等に対し施策の充実及び改善を要請すること。
- (3) 中小企業を支援するための啓発活動に努めること。

【解説】

中小企業の振興を推進するために、市が担う役割について定めています。

第1号では、施策の実行性の担保の一つとして、財源的な裏付けが必要ですが、市全体としての財政を勘案しつつ、施策の優先度と効果を十分検討したうえで、予算確保と効率的な執行に努めることを定めています。

第2号では、市が国、県等と連携を図りながら、必要な事項について要請していくことを定めています。

第3号では、中小企業を支援するため、市民はじめ関係機関に対し啓発活動に努めることを定めています。

第6条 中小企業者は、自らが地域社会の基盤を形成していることを認識し、自主的な努力と創意工夫により経営改善及び経営基盤を強化し、地域経済の活性化及び地域社会への貢献に努めるものとする。

2 中小企業者は、市が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

【解説】

中小企業の振興を推進するために、中小企業者の役割を定めています。

第1項では、事業者が、基本方針に定める創意工夫と自主的な経営の改善等の努力に基づく事業活動を行うことにより、地域経済の活性化及び地域社会へ貢献することを定めています。

第2項では、市の施策に協力し、共に地域経済の活性化、市民生活の向上を図っていくことを定めています。

第7条 大企業者は、市内において、事業活動を行うに当たっては、中小企業者と大企業者がともに地域経済の発展のために重要な役割を果たしていることを認識し、中小企業者との連携及び中小企業者の健全な発展に協力するよう努めるものとする。

2 大企業者は、市が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努め

【解説】

第1項では、大企業者は、企業数こそ少ないものの、多くの労働者を雇用しており、地域社会や中小企業に対して、大きな影響力を有していることから、自身だけではなく、中小企業者との連携及び協力に加え、地域づくりや中小企業の振興に協力するよう努めることを定めています。

第2項では、市の施策に協力し、共に地域経済の活性化、市民生活の向上を図っていくことを定めています。

第8条 商工団体は、中小企業者の自主的な努力及び創意工夫を支援するとともに、中小企業の振興のための施策を通じ、地域社会に貢献するよう努めるものとする。

2 商工団体は、市が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

【解説】

第1項では、商工団体は、中小企業の身近な存在として、中小企業者に寄り添った伴走型支援に取り組むよう努めることを定めています。

第2項では、市の施策に協力し、共に地域経済の活性化、市民生活の向上を図っていくことを定めています。

第9条 金融機関は、中小企業者への資金供給支援、経営改善及び経営基盤の強化に関する助言等を行うよう努めるものとする。

2 金融機関は、市が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

【解説】

第1項では、金融機関は、資金調達や経営相談などを通して中小企業に密接に関わり、経営改善、経営基盤の強化を図ることが出来る存在であることから、その支援に努めることを定めています。

第2項では、市の施策に協力し、共に地域経済の活性化、市民生活の向上を図っていくことを定めています。

第10条 大学等は、中小企業者の研究開発、技術向上及び人材育成の取組に協力するよう努めるものとする。

2 大学等は、市が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

【解説】

第1項では、大学等の研究が、中小企業の新製品や新技術の開発に活用され、新たな市場の創出となり、また、大学等が優れた人材を育成し、社会に輩出することで、中小企業に対しても優秀な人材を供給することにつながるため、協力を努めることを定めています。

第2項では、市の施策に協力し、共に地域経済の活性化、市民生活の向上を図っていくことを定めています。

第11条 市民は、中小企業の振興が地域経済の活性化及び市民生活の向上に寄与していることを理解し、その健全な発展に協力するよう努めるものとする。

【解説】

市民は、中小企業の振興が、地域経済の活性化及び市民生活の向上につながることを理解した上で、中小企業の振興に協力することに努めることを定めています。

「協力するよう努めるものとする」とは、市民に対して協力することを義務付けるものではなく、あくまでも自発的な協力を期待するものです。

第12条 この条例の目的の達成及び中小企業の振興に関する基本施策を推進するため、中小企業の振興のための協議の場を設置する。

【解説】

この条例の目的を達成すべく、より良い施策を立案、推進していくため、関係機関が意見交換を行う場として、「協議の場」を設置することを定めています。

第13条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

【解説】

条例に規定している事項に関し、手続きなどの細かい事項を別に定めることを規定しており、一般に条例本則の末尾に置かれるものです。